

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年10月4日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年10月19日から同年11月8日まで縦覧に供する。

令和3年10月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大池左岸地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 羽間池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 内間地区	〃
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東舟岡下地区	〃